

会員各位

《手数料徴収基準改正のお知らせ》

登米中央商工会

令和5年度当会通常総代会において、下記の通り、手数料徴収基準の改正が承認されました。

今回の改正は、利用者が負担する「受益者負担」を適正に賦課することにより、当会財政基盤安定化を図ることを目的としておりますのでご理解下さいますようお願い申し上げます。

記

【改正年月日】令和 6年 4月 1日(来年度)より ※改正内容は、赤字で表示しております。

区 分	手数料の額			徴収方法
労働保険関係	(新設)事業所均等割 5,000円(非会員は3倍)			概算保険料1期時
	人員割(常時使用労働者数)	会 員	非会員	
	1~2名	3,340円	19,050円	
	3~4名	3,800円	23,810円	
	5~6名	5,240円	28,570円	
	7~9名	7,620円	33,340円	
	10~29名	11,430円	47,620円	
	30~49名	15,240円	57,150円	
	50~79名	23,810円	76,190円	
	80名以上	47,620円	95,240円	
・枝番号毎に徴収する。				
雇用保険 資格取得等	離職票1件作成 (新設)取得又は、喪失1件作成	2,000円 1,000円		発行処理の都度徴収 (非会員は3倍)
税 務 指 導	記 帳 機 械 化	区 分	金 額	作成の都度徴収 (非会員は3倍)
		月 額	5,500円	
		決算処理は月額1ヶ月分とする		
		システム利用料 年額 3,500円 ※ 年度内に1仕訳以上の登録が行われた事業所に対し徴収する。		
	決 算 指 導	区 分	金 額	
		基本指導 ・所得税申告書+決算書又は収支内訳書1件	8,000円	
		追加指導 ・所得税申告書、決算書又は収支内訳書1件追加毎に	3,000円	
		但し、科目毎に集計を終えたもののみ対応。領収書のみの持込みには対応不可。		
	消 費 税 指 導	簡易課税	4,000円	
		本則課税	6,500円	
商工会 クラウド	1会計期間	50,000円	利用開始日以前に現金で徴収する	
年末調整 指 導	1名につき	1,000円	作成の都度徴収	

※手数料の額は、上記金額+消費税額となります。